## 金融審議会決済に関するワーキング・グループ 平成 20 年 12 月 10 日

論点整理について

ヤフー株式会社 CCO 兼法務本部長 別所 直哉

本会の議論の出発点がイノベーションの促進という点にあったことを再確認し、その精神が論点整理のあらゆる面において適切に反映されるようにして頂きたい。イノベーションは新たな送金業という分野に限られるわけではなく、収納代行や代金引換といった分野にも必要なものである。そして、イノベーションを起こす側に立つビジネス側からの基本的見解は、立法事実なく規制をかけることは法制度のあり方をゆがめるだけではなくイノベーションを大きく阻害する要因となるというものである。

法律的に支払受領権限に基づいて行なわれている支払受領は、この場で典型例と して挙げられた運送会社による代金引換サービス、コンビニエンスストアにおけ る収納代行、携帯電話会社によるコンテンツ使用料などの収納代行に限られず、 商社が行なっている収納、不動産管理会社が行なっている家賃等の収納代行、旅 行会社の旅行商品販売時の支払など様々な形体のものが存在し、それぞれ何年に もわたって安定的に利用されてきている。それらがわが国における支払の仕組の 根幹を支えてきている事実があり、その根幹を揺るがすような制度設計が許され る理由はないと考える。また、現在全く問題がなく運営されており詐欺防止のた めに有用である代金引換サービスを利用したエスクローサービスのようなものに ついて、その重要性や、「これ以上のコスト負担はできない」という利用者の現状 における声を考慮されることなく、「CtoCはセーフハーバー規定の例外」とい う論点が残っていることは、イノベーション促進の観点を失っているだけではな く、偏った利用者視点しか織り込まれていない議論になっていると言わざるを得 ない。何が利用者のために必要なことなのか、もっと幅広い層の利用者の意見を 聞きつつ議論がもっとしっかりなされるべきである。今、必要なことは、上記の ような支払の仕組に関して平成13年の最高裁判所判例の存在が亡霊のように覆 いかぶさってくる懸念を完全に排除すべく、為替の概念を銀行法の立法趣旨に則 った適切な範囲に画定することにある。また、その概念整理をすることなく、例 えば、ほんの一部の業態のみを想定した代金引換サービスや収納代行だけについ て要件を規定してセーフハーバーを設けるというような発想は、13年判例の亡 霊を払拭したことにはならないばかりか、他の支払方法が支えている諸制度につ いて影響範囲を確認しないことになるのであるから、これを崩壊させる危険に直面させることにつながりかねないことを再認識すべきである。

言い換えれば、全ての形体の同種の支払方法を漏れなく網羅的に把握するのでなければ、領収書や受取人の区分や金額上限などの要件を検討することは危険が多すぎる。繰り返して述べてきたとおり、立法事実のない現時点においては、13年判例の対象外であることの確認以上のことを行なうことは不適切であると考える。

一方、支払受領権限に基づく集金が13年判例の対象外であることが明確になれば、送金サービスについて銀行以外の者が行なうことができるように基準を明確にすることについては望ましいと考える。その際には、議論の出発点であったイノベーションの促進という観点から、送金されるべき資金の100%保全以上の規律をかけるべきではないのと同時に、資産保全について供託や信託では追加キャッシュが必要となるし、銀行保証となれば結局は銀行手数料次第でサービス価格を高くせざるを得ないサービス設計となり得、これでは利用者の選択肢は現状から広がらず、イノベーションとは言えないであるから、新たな仕組みについて議論していくことも必要である。イノベーションを支える立法側のイノベーションが試される試金石であると考える。

以上